

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

(労働金庫等におけるバンキング勘定とトレーディング勘定の境界に係る届出に
関する経過措置)

第二条 労働金庫法第五十八条第一項第一号の事業を行う労働金庫及び労働金庫連
合会(以下「金庫」という。)は、この告示の適用の日(以下「適用日」とい
う。)前においても、この告示による改正後の労働金庫法第九十四条第一項にお
いて準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会
がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判
断するための基準(以下「新労金告示」という。)第八条の十五又は第十六条の
十五の規定の例により、バンキング勘定とトレーディング勘定の境界に関する届
出を行うことができる。この場合において、当該届出は適用日において第八条の

十五又は第十六条の十五の規定によりされたものみなす。

（労働金庫等における標準的方式を用いるトレーディング・デスクの届出に関する経過措置）

第三条 前条の規定は、標準的方式（新労金告示第一条第十一号の四に規定する標準的方式をいう。以下この条において同じ。）を用いるトレーディングに関する届出について準用する。この場合において、前条中「第八条の十五又は第十六条の十五」とあるのは「第二百四十六条の九の七」と、「バンキング勘定とトレーディング勘定の境界」とあるのは「標準的方式を用いるトレーディング・デスク」と読み替えるものとする。

（労働金庫等における内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクの承認申請に関する経過措置）

第四条 金庫は、適用日前においても、新労金告示第二百四十六条の九の四の規定の例により、内部モデル方式（新労金告示第一条第十一号の二に規定する内部モ

デル方式をいう。次条において同じ。）を用いるトレーディング・デスクに関する承認の申請をすることができる。

2 金融庁長官及び厚生労働大臣は、適用日前においても、金庫が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、新労金告示第二百四十六条の九の五の規定の例により承認を行うことができる。この場合において、適用日以前に与えられた承認は、適用日において新労金告示第二百四十六条の九の五の規定によりされたものとみなす。

（労働金庫等における内部モデル方式の承認申請に関する経過措置）

第五条 前条の規定は、内部モデル方式の承認を受けようとする金庫について準用する。この場合において、同条第一項中「第二百四十六条の九の四」とあるのは「第二百四十六条の十の二」と、「内部モデル方式に係るトレーディング・デスク」とあるのは「内部モデル方式」、同条第二項中「第二百四十六条の九の五」とあるのは「第二百四十六条の十の三」と読み替えるものとする。

（労働金庫等における損益要因分析テストに基づくマーケット・リスク相当額の算出に係る経過措置）

第六条 内部モデル方式採用金庫（新労金告示第一条第十一号の三に規定する内部モデル方式採用金庫をいう。）は、新労金告示第二百四十六条の十二の八第三項から第六項までの規定にかかわらず、適用日から起算して一年を経過するまでの間は、損益要因分析テスト（新労金告示第一条第九十二号に規定する損益要因分析テストをいう。）において、レッド・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類した場合には、当該分類をグリーン・ゾーンに分類したものとみなして、マーケット・リスク相当額を算出するものとする。